



岐阜市アナログ規制見直し方針

令和8年2月
岐阜市

I 本方針について

▶本方針の趣旨

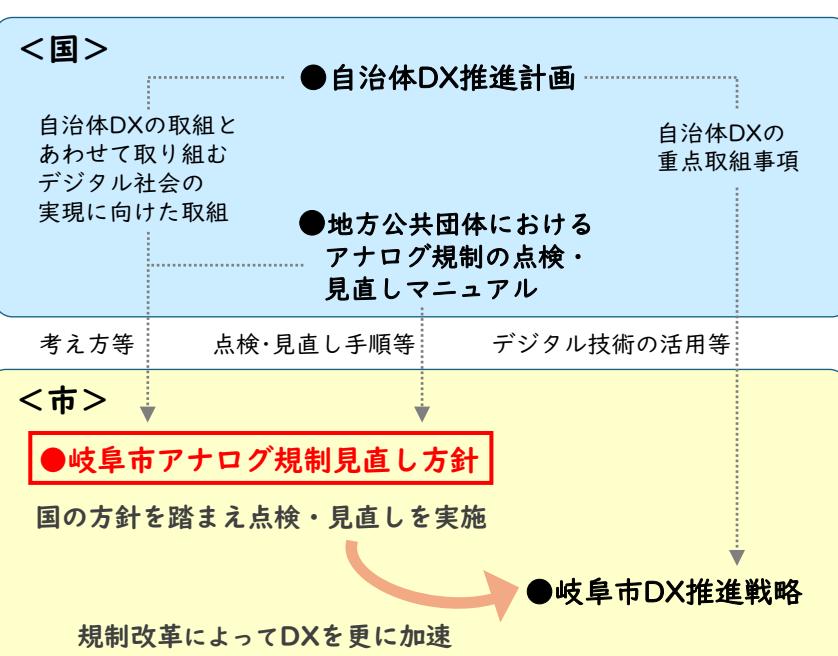
本市では、各部局においてDXを推進していますが、依然として、対面での研修や現地での人の目による調査などアナログ的な手法を前提としたもの（＝**アナログ規制**）があり、それらが**DX推進の妨げ**となっています。

そうした中、国においては、令和4年11月に、デジタル庁にて「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を策定し、地方自治体が定めるこれらの規制について見直しを促進することとしています。

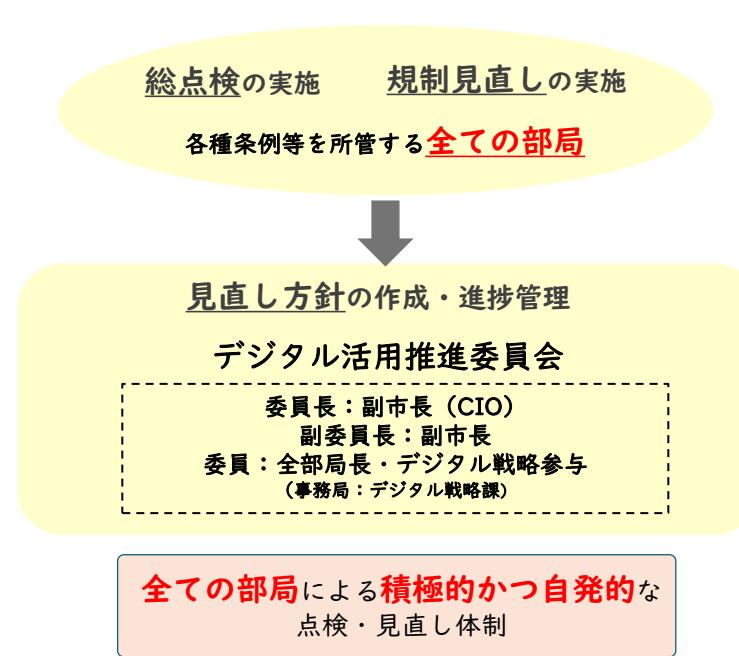
本市においても、迫り来る急激な人口減少等の諸課題を見据え、**更なるDX推進**を図るため、**アナログ規制の見直し**を進めることで、デジタル技術の活用を通じた、**市民の利便性及び行政の生産性向上**につなげます。

そこで、本市が定める**全ての条例等を対象**として、**アナログ規制の洗い出し**を行い、該当する規制の有無を総点検した結果を踏まえ、**今後の対応方針及びその内容等**を示すものとして**本方針**を定めます。

▶本方針の位置付け



▶本方針の取組に関する推進体制



2 総点検・見直し検討の対象

▶総点検の対象範囲

本市で定める**2,035の条例等**（条例、規則、規程、要綱、要領、マニュアル、手引き等）の規定

▶見直し検討の対象とするアナログ規制項目

国が「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」にて示す、以下の**8項目の規制**

| 規制項目 | 規制の主な内容 |
|--------------|--|
| ①目視規制 |  <ul style="list-style-type: none">人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡回・見張り）を求めている規制 |
| ②実地監査規制 |  <p>人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制</p> |
| ③定期検査・点検規制 |  <ul style="list-style-type: none">施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）実態・動向・量等を一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制 |
| ④常駐・専任規制 |  <p>(物理的に)常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（一人一現場の紐付け等）を求めている規制</p> |
| ⑤対面講習規制 |  <p>国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制</p> |
| ⑥書面掲示規制 |  <p>国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制</p> |
| ⑦往訪閲覧・縦覧規制 |  <p>申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制</p> |
| ⑧記録媒体を指定する規制 |  <p>申請等の行政手続や民間手続、文書の作成・保存等において、フレキシブルディスク、シーディー・ロム、磁気テープ等、個別（具体）の記録媒体の使用を定めている規定</p> |

3 総点検の結果

▶総点検結果

本市で定める**2,035の条例等**（条例、規則、規程、要綱、要領、マニュアル、手引き等）の規定について、
アナログ規制に関連するか否かを**総点検**した結果、**562件の項目**(※)が該当 ※条項数ではなく規制（手続き）の数

- ⇒ うち、国・県の法令等に基づき定めている項目（国県規制） 109件
- ⇒ うち、**本市が条例等で独自に定めている項目（市独自規制）** 453件

<アナログ規制に関連する見直し検討の項目数(内訳)>

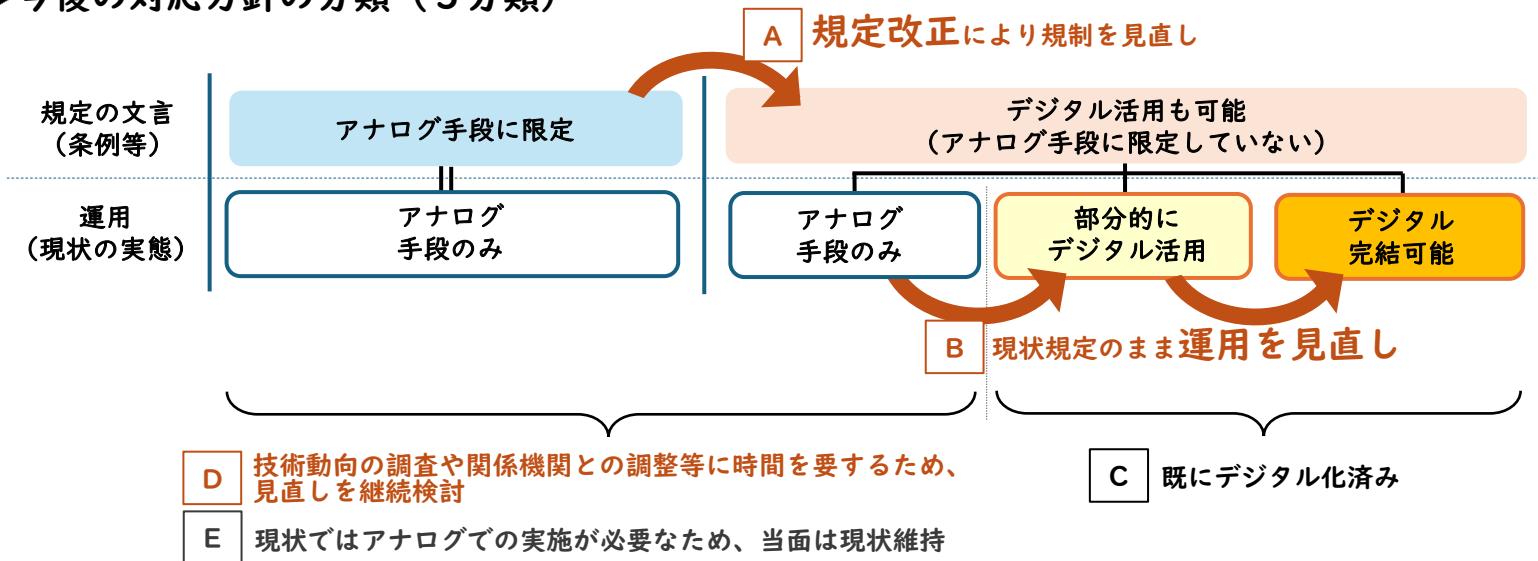
| 規制項目 | 件数 | うち国県規制 | うち市独自規制 |
|--------------|-----|--------|---------|
| ①目視規制 | 256 | 49 | 207 |
| ②実施監査規制 | 125 | 15 | 110 |
| ③定期検査・点検規制 | 28 | 10 | 18 |
| ④常駐・専任規制 | 3 | 0 | 3 |
| ⑤対面講習規制 | 15 | 1 | 14 |
| ⑥書面掲示規制 | 36 | 14 | 22 |
| ⑦往訪閲覧・縦覧規制 | 94 | 16 | 78 |
| ⑧記録媒体を指定する規制 | 5 | 4 | 1 |
| 合計 | 562 | 109 | 453 |



453件 全ての市独自規制を対象に 市民の利便性 及び 行政の生産性向上 の観点から**今後の対応方針を検討**

4 見直し方法

▶今後の対応方針の分類（5分類）



上記のとおり、今後の対応方針を5つに分類

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| A 規定改正により規制を見直し | ⇒ 条例等の規定改正により、今後デジタル化 |
| B 現状規定のまま運用を見直し | ⇒ 条例等の規定改正をせず、運用の見直しにより、今後デジタル化 |
| C デジタル化済み | ⇒ 現行の条例等の規定及び運用において、既にデジタル化済み |
| D デジタル化に向けて継続検討 | ⇒ 技術動向等を注視しながら、デジタル化に向けて今後も検討を継続 |
| E 当面は現状維持 | ⇒ 手続の性質等から現状ではデジタル化が困難なため、当面は現状維持 |



今後、**A**、**B**について確実に見直しを行うとともに、**D**は継続して見直しを検討

5 見直し項目

▶今後の対応方針の検討等

- ① 条例等を所管する部署において、各規制の内容に照らし、今後の方向性を検討
- ② デジタル活用推進委員会の事務局にて、各部署の検討結果を精査しつつ、ヒアリング・調整を踏まえ、
市独自規制453件に関して、**5つの分類**に基づく**今後の対応方針**を整理

▶今後の対応方針の整理（件数）

今回の見直しにより、453件中 **デジタル化**が138件 ⇒ **208件**
さらに、今後の技術動向を見ながら、**74件**も**デジタル化**を検討

| 規制項目 | 市独自規制 件数 | 今後の対応方針 | | | | |
|--------------|-------------|------------|---------|-----------|--------|-----------|
| | | デジタル化 208件 | | | D 継続検討 | E 当面は現状維持 |
| | | A 規定改正 | B 運用見直し | C デジタル化済み | | |
| ①目視規制 | 207 | 5 | 25 | 58 | 44 | 75 |
| ②実施監査規制 | 110 | 1 | 20 | 11 | 12 | 66 |
| ③定期検査・点検規制 | 18 | 0 | 0 | 6 | 3 | 9 |
| ④常駐・専任規制 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| ⑤対面講習規制 | 14 | 0 | 4 | 8 | 1 | 1 |
| ⑥書面掲示規制 | 22 | 2 | 2 | 8 | 3 | 7 |
| ⑦往訪閲覧・縦覧規制 | 78 | 6 | 5 | 47 | 11 | 9 |
| ⑧記録媒体を指定する規制 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 453 | 14 | 56 | 138 | 74 | 171 |

見直し

継続して見直しを検討

6 見直しの内容

A. 規定改正 (14件) ⇒ 見直し時期 R7年度：2件、R8年度：12件

事例① 岐阜市証紙規則

目視規制

規制内容：手数料納付のため、申請書に貼付した収入証紙を目視で確認

⇒ 見直しの内容 収入証紙を廃止し、オンライン等での手数料納付を可能とする

事例② 岐阜市公告式条例

往訪閲覧・縦覧規制

規制内容：公布する条例の掲示板への掲示

⇒ 見直しの内容 インターネットでの閲覧を可能とする

B. 運用見直し (56件)

⇒ 見直し時期 R7年度：25件、R8年度：26件、R9年度以降：5件

事例① 岐阜市公有財産規則

目視規制

規制内容：公有財産取得時の抵当権などの権利の設定等に関する書面での調査

⇒ 見直しの内容 国が運営する登記情報連携システムにて不動産情報をオンラインで確認

事例② 岐阜市火災予防事務処理要綱

目視規制

規制内容：建築同意の審査（建築計画が建築物の防火に関する規定に適合するか否か）を書面にて実施

⇒ 見直しの内容 電子図面等での審査及び同意書の電子化を可能とする

6 見直しの内容（つづき）

B. 運用見直し（つづき）

事例③ 岐阜市空き家等の適正管理に関する条例 実地監査規制

規制内容：空き家等の状態の把握のための職員による現地調査

⇒ 見直しの内容 初期調査において、現地職員とオンラインで映像を共有する調査も可能とする

事例④ 岐阜市火災予防査察規程 実地監査規制

規制内容：消防法に定める立入検査

⇒ 見直しの内容 現地職員のタブレット端末を活用して消防本部等でも情報を共有

事例⑤ 岐阜市産業廃棄物処理に関する監視指導要領 実地監査規制

規制内容：産業廃棄物処理業者等への立入検査等

⇒ 見直しの内容 現地検査だけでなく、一部の書類の確認についてはオンラインでも可能とする

事例⑥ 定期監査実施要領 実地監査規制

規制内容：企業会計の貯蔵品のたな卸現地調査

⇒ 見直しの内容 現地職員とオンラインで映像を共有し、併用での調査を実施

6 見直しの内容（つづき）

B. 運用見直し（つづき）

事例⑦ 岐阜市自然環境の保全に関する条例施行規則 **対面講習規制**

規制内容：自然環境保護監視員の研修会の対面での実施

⇒ **見直しの内容** オンラインによる研修会の参加を可能とする

事例⑧ 岐阜市歴史博物館条例施行規則 **対面講習規制**

規制内容：歴史博物館の資料に関する講習会等の対面での実施

⇒ **見直しの内容** 一部の講習会等についてオンラインによる受講を可能とする

事例⑨ 岐阜市契約規則 **書面掲示規制**

規制内容：書面による契約書の作成

⇒ **見直しの内容** 物品調達等への電子契約（契約書の電子化）の拡大

事例⑩ 岐阜市自然環境の保全に関する条例 **往訪閲覧・縦覧規制**

規制内容：自然環境保全地区を指定する旨の公告に係る縦覧

⇒ **見直しの内容** インターネット上での縦覧を可能とする

計画的かつ着実な見直しの実施

整理した見直しの方向性に基づき、所管部局において、**規定の改正**及び**運用の見直し**を**計画的かつ着実に実施**します。

⇒ 毎年度、デジタル活用推進委員会にて進捗状況を確認（フォローアップ）

継続的な見直しの検討と技術動向等の注視

現時点では解消しきれないアナログ規制についても漫然と放置することなく、**継続的に見直しを検討・確認**します。

= 技術発展による新たなデジタル化手法の導入や他自治体の先行事例等を注視

新たなアナログ規制を生み出さない

今後、**制度や規定を新設・変更**する際、アナログ的手法に限定せず、**デジタル活用を可能**とすることに留意します。

= デジタル手法の導入に加え、将来的な新技術の活用を阻害しない環境の整備

▼

**アナログ規制の見直しにより、更なるDXを推進し、
市民の利便性及び行政の生産性向上を実現します**

岐阜市アナログ規制見直し方針

令和8年2月5日

発行 岐阜市
編集 岐阜市行政部デジタル戦略課
〒500-8701 岐阜市司町40番地1
電話 058-265-4141（代表）
Mail e-gifu@city.gifu.gifu.jp